

令和3年度 神戸市

広報・広聴業務における副業人材の活用に関する業務委託
仕様書

神戸市 市長室広報戦略部広報課

1. 委託業務の名称

「広報・広聴業務における副業人材の活用」

2. 業務目的

広報に関する専門的なスキル・知識を持つ副業・兼業人材の活用によって、神戸市（以下本市）の広報業務のレベルアップ・効率化及び職員の負担軽減を図る。また、人材の募集から活用までの業務を委託することで職員の負担軽減を図る。

3. 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

4. スケジュール

- ・令和3年3月後半 事業者決定
- ・令和3年4月12日（月） 公募開始
(公募期間：1ヵ月を想定。決定した業務から順次開始。)
- ・令和3年5月6日（木） 副業人材による業務の開始

※応募期間中に求める人材が集まらなかった場合、追加で人材が必要となった場合は、4月以降も追加募集を行うこと。

5. 業務内容

(1) 公募の掲載

- ・受託者のサイト上で、本市副業人材の公募を実施。
- ・公募開始時に、受託者の会員以外の者も公募情報を閲覧し、応募出来るようにすること。
- ・副業人材募集の要件・報酬等の設定に関して助言をおこなうこと。

(2) 特設ページの作成・掲載、公募に関する広報

- ・本市副業人材の公募に関する特設ページを開設すること。
特設ページ上には、公募の狙い、募集する人材像及び求人内容（仕事内容、報酬等）を掲載すること。
- ・特設ページに掲載する記事は、受託者が作成し、本市の確認を得て掲載すること。

(3) 人材のマッチング

- ・応募者の情報を管理できるシステム等を提供すること。
- ・応募者情報の取りまとめ及び1次審査を実施すること。
- ・受託者の会員情報等を活用して、各業務に適性のある人材を本市に紹介すること。
- ・最終的な人材の選定については、神戸市が面談（WEB可）する場を設けること。

(4) 副業人材との契約・報酬支払

- ・受託者が副業人材と契約を締結すること。履行確認のうえ、報酬を受託者に支払うこと。

(5) 協議、打ち合わせ等

- ・公募の掲載、特設ページの作成・掲載、公募に関する広報、人材のマッチングについては、本市と協議及び調整のうえ、実施すること。また、本市が必要とした場合、業務に関する打ち合わせを随時行うこと。

6. 対象業務・募集人数

※業務の内容、求めるスキル、業務ごとの募集人数、報酬案は別紙のとおり

【対象業務】

(1) モニタリング

- ① HP のモニタリング（公式 HP 掲載内容の確認）

(2) SNS・広報紙記事制作

- ① Instagram 記事作成（食・街に関するもの）
- ② LINE 記事制作（食・文化・動物に関するもの）
- ③ 広報紙記事制作（連載記事）

(3) 動画の企画

- ① 市施策 PR 動画の構成等の企画

(4) 写真・動画撮影

- ① イベント・実証実験・会見の記録写真撮影
- ② 広報媒体用写真の撮影
- ③ イベント・実証実験・会見の記録動画撮影
- ④ 記録動画の撮影・編集

(5) 広報媒体作成

- ① SNS 広告用バナーデザイン制作
- ② 既存動画の編集

【募集人数】

40 名程度

【留意事項】

対象業務・募集人数については、委託期間中に変更する可能性がある。対象業務が増えた場合等についても対応すること。

7. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者を各 1 名おくこと。

8. 委託上限額

上限額 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】 副業人材の活用支援に係る経費 3,000,000 円

副業人材への報酬 6,000,000 円

うち、副業人材への報酬については、実績に応じた費用を支払う。

見積は、本仕様書「5. 業務内容」に定める副業人材活用支援に係る経費と副業人材への報酬は、分けて明記すること。

9. 留意点

(1) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者の了承を得たうえで関係者に情報提供を行うことはできる。

(2) 再委託

この業務は、受託者が自ら実施するものとする。ただし、副業人材へは、事前に委託者の承認を得て再委託することができる。再委託時も本仕様書「9. 留意事項」を適用する。

(3) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

- ① 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は発注者である神戸市に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、神戸市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(5) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については本市と受託者とが協議して定めるものとする。